

財団法人 ソフトウェア情報センター

——— 目	次 ——
1. 新年のご挨拶	3.プログラム著作物登録の申請状況4
理事長 安西 邦夫······1	4. プログラム著作物の登録制度ご案内4
2. 年頭所感	5. 回路配置利用権の設定登録の申請状況5
·経済産業省商務情報政策局 情報処理振興課	6. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内
課長 小林 利典2	6
・文化庁長官官房著作権課	7. ソフトウェア・エスクロウのご案内6
課長 吉川 晃2	8.「2004年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座」
・特許庁電子情報管理室	開催中8
室長 奥 直也3	

1. 新年のご挨拶



財団法人 ソフトウェア情報センター 理事長 安西 邦夫

新年明けましておめでとうございます。

当財団は、ソフトウェアの知的財産権の活用について、権利保護、流通促進に係る各種情報を発信しております。

昨年、IT戦略本部は、「e-Japan戦略II 加速化パッケージ」を策定し、「e-Japan戦略II」を加速させ、「2005年までに世界最先端のIT国家となる」との目標を達成するために政府として取り組むべき重点施策を明らかにいたしました。

当財団では、このような動向に対応して、インターネットをはじめ最新のITを利用した新たな情報処理環境やビジネス環境に対応したソフトウェア関

連知的財産の戦略的活用に係る法的課題やソフトウェア等情報財及び今後多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施することにより、従来にも増してソフトウェア等情報財の法的保護問題(著作権、産業財産権、契約等)についての調査研究を深めますとともに、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たす所存でございます。

また、特許庁コンピュータソフトウェアデータベースのための電子化情報作成事業、プログラム著作物の登録事務及び半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務等を着実に実施いたします。

さらに、本年は「インターネット環境における情報の利用と保護のあり方」(仮)をテーマとして第13回SOFTIC国際シンポジウムを開催する予定です。

私ども財団としては昨今の厳しい環境の中で経営 努力をしつつ、積極的に対応してまいる所存でござ います。本年も皆様方からの格別のご支援ご協力を お願い申しあげます。

2. 年頭所感



経済産業省商務情報政策局 情報処理振興課

課長 小林 利典

平成17年の新春を迎え、謹んでお慶びの言葉を申し上げます。

貴センターにおかれましては、ソフトウェア等の権利保護に関する幅広い調査研究事業、ソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務の実施と制度の普及をはじめとしたソフトウェアプロダクトの流通促進事業などに尽力されており、貴センターの当該分野における専門的な知見の蓄積や国内外のネットワークに関する評価は極めて高いものがあります。

また、昨年10月からは半導体集積回路の回路配置に関する法令に基づく登録機関として、設定登録事務を遂行していただいております。この場を借りてこれまでの関係各位のご尽力に御礼申し上げます。

ソフトウェアは個人の生活に深く浸透し、あらゆる産業の付加価値の源泉となっております。経済産業省としては、ITを活用する個人の生活及び企業の競争力を支える情報サービス産業の体質強化に向けた様々な取組みを行ってまいります。

まず、ソフトウェアエンジニアリングの強化です。

高品質なソフトウェアを効率的に開発することは、それを組み込む機器・サービスの競争力強化に直結してきております。ソフトウェアの品質・信頼性及び生産性の抜本的向上を図るため、昨年10月に産学の実践的な連携拠点としてソフトウェアエンジニアリングセンター(SEC)を設立したところであり、本年も引き続きソフトウェアエンジニアリングの強化に取り組んでまいります。

次に、オープンソースソフトウェア (OSS) の利用・開発の促進です。OSSはソースコードが公開されており、内容を理解した上で改変可能であることによる人材育成の効果、ユーザに対する有効な選択肢の提供など様々な利点があり、本年も技術開発、モデル機関での実証実験、日中韓を始めとしたアジア地域における国際連携などを実施してまいります。

また、個人のスキルを体系化したITスキル標準の普及・改定や産学協同による実践的教育の支援など、我が国経済全体を支える情報サービス産業に対して技術力の向上、効率的な人材育成の促進、市場環境の整備といった観点から総合的な取組みを行ってまいります。

最後になりましたが、平成17年が貴センター並び に賛助会員の皆様にとってよりよい年になることを 祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただき ます。



文化庁長官官房著作権課 課長 吉川 晃

新年、明けましておめでとうございます。

ソフトウェア情報センターにおかれては、日頃から、ソフトウェアに関する普及啓発や調査研究の充実を図るため、各種セミナーの開催や権利保護に関する調査研究など幅広い活動を実施され、特に、昨年9月から半導体集積回路の回路配置利用権に係る登録業務を開始されるなど、事業の充実拡大に努めておられます。また、プログラムの著作物の登録に

ついては、文化庁の指定登録機関として法令に基づき適切に事務を遂行していただいております。貴センターのこのような活動に心から感謝を申し上げる 次第です。

昨今、我が国の知的財産をめぐる動きには、めま ぐるしいものがあります。著作権をはじめとする知 的財産を適切に保護・活用し、我が国の国際競争力 を強化するとともに、創作者のインセンティブを高 める施策の充実が求められているところであります。

文化庁としては、このような社会の変化に的確に 対応するため、「知的財産推進計画2004」を踏まえて、 本年は以下の施策を展開していくこととしておりま す。

まず、著作権制度の整備については、文化審議会 著作権分科会法制問題小委員会において、著作権法 に関する今後の検討事項について整理を頂いている ところであり、今後、分科会での審議結果を踏まえ て、当該整理における優先度に応じて具体的な検討 を進めていくこととしております。

円滑な流通の促進に関する施策については、著作権等管理事業法の施行から3年が経過したことを受け、契約・流通小委員会において同法の見直しについて検討を行っているところであり、本年夏頃にも報告書を取りまとめる予定です。また、文化庁では、流通促進事業として「映像コンテンツの評価に関する調査研究」「放送番組の二次利用の促進に係る調査研究」「著作権契約支援システムの構築事業」を実施していますが、本年も、シンポジウムの開催等により事業の成果を広く提供していくとともに、著作物等の流通促進に関する新たな諸課題の解決に向けた調査研究等に取組んでいくこととしています。

また、著作権に関する普及啓発については、講習

会の実施の際にエル・ネットを利用し、より多くの 方々にご参加いただけるよう配慮するとともに、著 作権学習教材の開発・改訂を引き続き行うなど、よ り一層の充実に取り組んでいきたいと考えておりま す。

最後に、国際分野では、現在、WIPOにおいて放送条約の議論が行なわれていますが、文化庁としては、早期締結に向けて引き続き努力するとともに、アジアにおける海賊版対策についても、積極的に取り組んでいくこととしております。

貴センターにおかれても、このような時代の流れ を踏まえ、引き続き事業の充実に努められることを 御期待申し上げます。

最後に、貴センターの益々の御発展をお祈りいた しまして、新年の挨拶といたします。



特許庁電子情報管理室 室長 奥 直也

新年あけましておめでとうございます。

特許庁では、知的財産戦略本部の「知的財産推進計画2004」(2004年5月)を受け、「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成16年実施計画」(2004年10月)を策定し、さらなる審査の迅速化への第一歩に着手したところであります。

この「知的財産推進計画2004」では、コンテンツ・ビジネスの事業展開を推進することも示されています。コンテンツ・ビジネスは、コンピュータ、電子商取引の技術の上に成り立つものであり、コンテンツ・ビジネスの事業展開の推進において、それを支える基盤技術の特許権保護は、以前にも増して重要なものとなってきております。

迅速かつ的確な特許審査を行うためには、質の高い先行技術調査が不可欠です。そして、その先行技術調査は充実した精度の高いデータベースの上に成り立つものです。しかしながら、コンテンツ・ビジネスに欠くことのできない電子商取引、情報、通信の技術分野においては、特許文献のみならず、雑誌、単行本、マニュアルなどの非特許文献に有用な先行

技術の開示がなされていることが少なくありません。 従って、このような分野においては、こうした非特 許文献に開示された先行技術を解析することも重要 で、これらの解析情報を蓄積したCSDB(コンピュ ータ・ソフトウェア・データベース)は、もはや、 検索ツールとして欠くことができないものとなって おります。

このような状況のなか、財団法人ソフトウェア情報センターにおかれましては、これら文献の幅広い収集に加え、収集した文献について、検索キーとしてのコンピュータ・ソフトウェア・ターム(CSターム)やフリーワード付与のための解析等、いわばソフトウェア関連技術分野の審査基盤整備の中枢とも言える、CSDB構築のための情報作成についてご協力をいただいております。

現在、CSDBの書誌情報につきましては、特許電子図書館(IPDL)及び整理標準化データとして提供しており、一次文献につきましても、著作者の許諾が得られたものから順次公開・提供しております。

この場を借りて、関係各位のご尽力に改めて感謝を申し上げるとともに、引き続き、質の高いデータベースの構築にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、財団法人ソフトウェア情報センターの 益々のご発展と、皆様方のご健勝を祈念いたしまし て、新年のお祝いの言葉とさせていただきます。

3. プログラム著作物登録の申請状況

財団法人ソフトウェア情報センター 平成16年12月31日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S 62	S 63	Н 1	Н2	Н3	H 4	Н 5	Н 6	Н7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H 15	(* 1) H 16	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	170	7,823
第一発行年月日の登 録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	1	164
第一公表年月日の登 録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	86	1,274
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	37	840
(根)質権の設定・ 抹消・変更	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	32	263
信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	15	157
嘱託(譲渡·差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	1	13
合 計(*2)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	258	9,283

2. プログラム分類別申請件数

登録の種類/年度	S 62	S 63	Н 1	Н2	Н3	H 4	Н 5	Н 6	Н7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H 15	(* 1) H 16	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	29	1,641
汎用アプリケーショ ンプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	46	2,635
特定用途向アプリケ ーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	122	4,202
合 計(*2)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	197	8,478

- (*1) 平成16年度は、4月~12月の件数です。
- (*2) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているので、登録の種類別申請件数の合計と プログラム分類別申請件数の合計は異なります。

4. プログラム著作物の登録制度ご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

(財)ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

- ※ 法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。 民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意下さい。
- ★登録の種類及び効果は次のとおりです。
 - (1)創作年月日の登録(法第76条の2)
 - ・プログラム著作物の創作年月日(プログラムが完成した日)を登録するものです。
 - ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
 - ・著作者のみ申請することができます。

効果:登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

- (2)第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録(法第76条)
 - ・発行(公表)された著作物について、その第一発行(公表)年月日を登録するものです。
 - ・古いプログラムでも販売や、公衆送信(あるいは送信可能化)されていれば登録できます。
 - ・著作権者又は無名、変名(ペンネーム等)で公表された著作物の発行者が申請できます。

<u>効果</u>:登録した年月日に第一発行(公表)されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立 ちます。

(3)著作権の登録(法第77条)

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、 登録権利者だけで単独申請できます。

<u>効果</u>:譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、 登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著 作物を担保として融資が受け易くなります。

(4)実名の登録(法第75条)

- ・無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

<u>効果</u>: 実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

★登録申請時に必要なものは次のものです。

- 1. 申請書 2. 明細書 3. プログラム著作物の複製物(マイクロフィッシュ)
- 4. 登録手数料3万円(振込) 5. 登録免許税(収入印紙) 6. 代表者資格証明書(法人の場合)
- ★詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』(1冊1,500円)を販売しておりますので、著作権 登録部までご注文下さい。ホームページにも掲載しております。http://www.softic.or.jp/
- ★プログラム著作物の登録に関するお問い合わせやご質問は、著作権登録部までお願いいたします。

TEL: 03-3437-3071 FAX: 03-3437-3398 E-mail: touroku@softic.or.jp

5. 回路配置利用権の設定登録の申請状況

財団法人ソフトウェア情報センター 2004年12月31日現在

3	丰	1986 ~ 1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計
申	請	6,052	432	427	462	321	283	358	233	139	119	94	8,920
登	録	6,046	421	434	426	360	272	364	238	131	127	94	8,913
却	下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
取	下	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
閲	覧	348	23	31	15	8	0	12	7	0	2	0	446
謄	写	68	1	5	5	3	1	1	0	0	2	11	97

6. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、経済産業大臣より「機関登録」を受け、平成16年9月1日より半導体集積回路の回路配置利用権の登録業務を実施しております。また関連する調査研究及び情報提供も行っております。

【回路配置利用権登録制度の目的】

回路配置利用権登録制度は、回路配置(回路素子及び導線の配置)の創作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、回路配置の取引の安定化・円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進して、産業・経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

【半導体集積回路の回路配置に関する法律の概要】

1. 保護対象

保護対象は独自に開発された半導体集積回路の回 路配置(回路素子及び導線の配置)です。

2. 登録

回路配置を独自に開発した者は、登録することに より回路配置利用権を取得します。(登録において は書式審査を行います。特許法にあるような実質審 査は行いません。)

3. 回路配置利用権の権利内容

回路配置利用権者は、登録した回路配置を用いて 半導体集積回路を業として製造し、またはその半導 体集積回路を業として譲渡、貸渡、展示、輸入する 排他的権利を有します。

4. 権利の存続期間

回路配置利用権の存続期間は登録後10年です。

5. 権利侵害に対する救済

回路配置利用権者は、権利侵害者に対し、損害賠償請求権、差止請求権を有します。権利侵害者に対し刑事罰が定められています。

善意の購入者に対して所要の特例があります。

6. 登録機関

経済産業大臣は、一定の条件を充たす登録機関に、 設定登録等事務の全部又は一部を行わせることがで きます。

【半導体回路配置利用権登録業務の主な内容】

- ●回路配置利用権の設定登録及び権利移転、専用 利用権の設定、通常利用権の許諾、質権の設定 等の権利関係の登録業務
- ●登録された回路配置利用権に関する申請書類及 び資料等の閲覧・謄写のサービス
- ●回路配置原簿の謄本の交付
- ●設定登録の公示業務
- *昭和61年1月~平成16年8月まで財団法人工業所有権協力センター(IPCC)回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務に伴う登録データ(累積約8,800件)については、すべてSOFTICが継承しています。
- *回路配置利用権の設定等登録について詳しくお 知りになりたい方はホームページをご覧くださ い。URL: http://www.softic.or.jp/
- *回路配置利用権の設定等登録に関するお問い合 わせ・ご質問は半導体回路登録部までお願いい たします。 E-mail: ic@softic.or.jp TEL 03-3437-3071 FAX 03-3437-3398

7. ソフトウェア・エスクロウのご案内

●ソフトウェア・エスクロウとは?

ライセンスを受けていたソフトウェア提供者(ライセンサー)が倒産して、ライセンサーの所在やソース・コード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまってメンテナンスができず、結局、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなってしまったというようなご経験がありませんか? 欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度があります。この制度は、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェア 取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術常方等を第三者(エスクロウ・エージェント)に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件(開示条件)の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより(逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。)、ライセンシーの保護を図る制度です。

欧米では既に、10年ほど前からこのソフトウェ

ア・エスクロウ制度が機能しており、アメリカでは 民間の会社等が、イギリスでは公的民間機関と民間 の会社が、フランスはソフトウェア産業が母体の公 益社団がエスクロウ・エージェントとして活動して います。そして、ソフトウェア産業の信用度を高め るとともに、ソフトウェア取引の付加価値という観 点から本制度が定着してきております。

これに対して、わが国にはこのような制度は存在しないため、例えば、海外ユーザーとソフトウェア取引を行なう場合に、当該ユーザーの要求により、その海外ユーザーの国のエスクロウ・エージェントにわざわざ出向いて預託しているケースが多いと言われております。

このような背景の下、97年7月1日よりSOFTIC が日本におけるエスクロウ・エージェントとして業 務を開始しております。

ソフトウェア・エスクロウの契約形態は下図のとおりです。

《契約形態》

ライセンサーー・・・・ライセンス契約・・・・・ライセンシー (ソース・コード等を預託) (開示・交付) エスクロウ契約 エスクロウ・エージェント(SOFTIC)

●メリットは?

- \bigcirc ライセンシーにとって:
 - ・万が一、ライセンサーの倒産あるいは災害等によりメンテナンス等が受けられない場合、エスクロウ契約に従い預託物として保管されているソース・コードや技術者情報等により、メンテナンスの確保や使用継続がより実現しやすくなる。
- ○ライセンサーにとって:
 - ・エスクロウの利用により、ユーザーに対し当 該ソフトウェアの安定的な使用確保等をセール ス・ポイントの一つとすることができる。

●どのような手続が必要?

大まかには以下のような手順の手続になります。

- ①ソフトウェア提供者とユーザー間で、エスクロウ利用の合意(ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。)。
- ②ソフトウェア・エスクロウ契約の申込を受けて、 SOFTICから契約書式等必要な書類を交付。
- ③「新規契約手数料」をSOFTIC所定の口座に振 込む。
- ④手数料の振込確認後、契約日、預託物受入日を 設定。
- ⑤ライセンサー・ライセンシーによる預託物 (FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等)の封印。
- ⑥ソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物 の受入。

●料金は?

- ①新規契約手数料:1件につき14万円/年(一般) 12万円/年(会員)
- ②契約更新手数料:1件につき12万円/年(一般) 10万円/年(会員)
- ③その他の手数料
 - ・保管状況確認報告書手数料 500円/回 (いずれも消費税込み)

●その他

- ○バージョンアップ版については、新規の契約となります。
- ○エスクロウの契約期間は1年間で、その後は、 1年単位での更新。更新の場合は、「更新手数 料」の支払をいただくことになります。
- ○対象とする預託物の書類(媒体)は、FD、 CD-ROM、CD-R等の磁気又は光学媒体及び紙 ベースのドキュメント書類です。

〔問合・申込先〕

〒105-0001東京都港区虎ノ門 5 - 1 - 4 東都ビル (財)ソフトウェア情報センター エスクロウ担当 まで

電話03-3437-3071、ファクシミリ03-3437-3398 E-mail escrow@softic.or.jp

8. 「2004年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座」開催中

毎年ご好評を頂いております標記講座につき、現在Bコースを開催中です(1月12日水曜日開講、カリキュラム下記参照。)。来年度も同様の講座を開講予定です。詳細決定次第改めてご案内申し上げます。(なお本講座は第二東京弁護士会継続研修として認定を受けており、受講すると外部研修として2単位が認められます。)

((ご参考))

■Aコース

	開催日	講義タイトル	講師(蜀	改称略)
第1回	2004年6月22日(火)	知的財産権法の概論	美勢	克彦
第2回	6月29日(火)	日本著作権法の概論	泉	克幸
第3回	7月7日(水)	ソフトウェア契約(1)	宮下	佳之
第4回	7月15日(木)	ソフトウェア契約(2)	大谷	和子
第5回	9月15日(水)	ソフトウェア特許の概説	三品	岩男
第6回	9月22日(水)	特許の出願実務	土井	健二
第7回	11月17日(水)	ソフトウェア等の保護の国際動向	亀井	正博

■Bコース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
第1回	2005年1月12日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例	椙山 敬士
第2回	1月26日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
第3回	2月9日(水)	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
第4回	2月16日(水)	不正競争防止法の概説	小川 憲久
第5回	3月2日(水)	知的財産権と独占禁止法	大澤 恒夫
第6回	3月16日(水)	デジタル・コンテンツの権利処理	龍村 全

■短期集中 コース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
第1回	2004年10月25日(月)	ソフトウェアと企業法務	大野 幸夫
第2回	10月27日(水)	ソフトウェアと特許	岩本 康隆
第3回	10月28日(木)	ソフトウェアと契約	小倉 秀夫
第4回	10月29日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法	石田 英遠

○ 問合せ先

★ URL http://www.softic.or.jp/ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4東都ビル4F

Tel: 03-3437-3071 Fax: 03-3437-3398 E-mail: nyumon@softic.or.jp

SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2005年1月(No.42)

発 行 財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTIC)

発 行 人 山地 克郎

問い合せ先 事務局 島崎 省二

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5 - 1 - 4 東都ビル TEL (03) 3437 - 3071 FAX (03) 3437 - 3398

Web Site: http://www.softic.or.jp/ E-mail:staff@softic.or.jp